
北九州市自殺対策計画

自分らしく生きる喜びを実感できるまちをめざして

評価・見直し【第4回】

素案

北九州市

目 次

1	北九州市自殺対策計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2	評価・見直しの考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
3	自殺の状況	
(1)	全国の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
①	自殺者数の推移	
②	自殺死亡率の推移	
③	年代別自殺者数の推移	
(2)	北九州市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
①	自殺者数の推移	
②	自殺死亡率の推移〔単年の変化〕	
③	自殺死亡率の推移〔3年平均の変化〕	
④	年代別自殺者数の推移	
⑤	年代別自殺死亡率の推移〔3年平均の変化〕	
⑥	職業別自殺者数の推移〔単年の変化〕	
⑦	自殺者の自殺未遂経験の有無〔単年の変化〕	
⑧	年代別の原因・動機の構成割合	
(3)	近年の自殺者数の特徴（コロナ前とコロナ禍の比較）・・・・・・	P 15
①	年代別自殺者数の推移（全国）	
②	職業別自殺者数の推移（全国）	
③	年代別自殺者数の推移（北九州市）	
④	職業別自殺者数の推移（北九州市）	
4	国の動きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
5	評価・見直しについて	
(1)	数値目標及び指標について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
①	自殺死亡率	
②	地域の健康度	
(2)	計画掲載事業の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
(3)	重点的な取組の視点についての実施状況と課題・・・・・・・・	P 20
(4)	見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23

【自殺死亡率】・・・人口10万人あたりの自殺者数

北九州市自殺対策計画 評価・見直し【第4回】

北九州市自殺対策計画は、自殺対策に特化した本市で初めての計画として、平成 29 年 5 月に策定しました。本計画は 2 年ごとに評価を行い必要に応じて見直しを行うこととしており、今回で 4 回目となります。

1 北九州市自殺対策計画について

(1) 名称：北九州市自殺対策計画（平成 29 年 5 月策定）

(2) 期間：平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）

(3) 位置づけ

①自殺対策基本法第 13 条に定める「市町村自殺対策計画」

②北九州市基本構想・基本計画の「分野別計画」

(4) 基本理念

「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」

(5) 計画策定の基本的な考え方

①自殺は、様々な要因が重なり、「追い込まれた末の死」であることを共有し、市民一人ひとりの問題として取り組みます。

②自殺は、精神保健上の問題であると同時に社会的な問題であることをふまえ、自殺の実態に即して多方面から取り組みます。

③自殺は、地域の健康づくりの課題であるとの認識から、本市の地域課題に視点を置き、段階別、各種対象別に取り組みます。

④本市及び関係機関・民間団体等による施策の実施と連携により、総合的に取り組みます。

※ 本計画は、持続可能な世界を実現するための 2030 年までの世界の開発目標「SDGs」のうち「3 すべての人に健康と福祉を」の達成に向けて取り組んでいきます。



(6) 計画の数値目標と指標

①数値目標 〈自殺死亡率〉

人口 10 万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率を、令和 8 年(2026 年)までに平成 27 年(2015 年)に比べ 30%以上減少させることを目指します。

基準年（平成 27 年）19.04 人 → 目標（令和 8 年）13.33 人以下

②指標 〈地域の健康度〉

悩みやストレスなどを、だれかに相談したり、助けを求めたりすることが恥ずかしいと「思う」者の割合を減少（20%）させることを目指します。

基準年（平成 27 年）15.1% → 目標（令和 8 年）12.08%

(7) 重点的な取組

自殺が様々な複合的要因と背景から追い込まれてしまうものの認識から、大きく二つの異なる視点からのアプローチと 7 つのテーマを据え、計画の実行性を高めることとしています。

[北九州市自殺対策計画の体系図]

【基本理念】

「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」
市民一人ひとりが、つながり、支えあうという価値観を育て、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。その実現に向け、自殺対策を契機とした「生きるための支援」を充実させ、すべての市民が主役となる「こころの健康づくり」の活動を支援していきます。

【基本目標】

<事前予防>

I いのちとこころを大切にする地域づくり

<自殺発生の危機対応>

II いのちを救うための社会環境の整備

<事後対応>

III 遺された人の苦痛を和らげる

【施策の方向】

1 自殺の実態を明らかにする

2 心の健康づくりを進める

3 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

1 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

2 社会的な取り組みで自殺を防ぐ

3 適切な精神科医療を受けられるようにする

4 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

5 民間団体との連携を強化する

1 遺された人への支援を充実する

重点的な取組の視点

●一人ひとりのライフコースの課題

- ①若年層
- ②中高年層
- ③高齢者層
- ④自殺未遂者
- ⑤うつ・アルコール依存症

●社会構造における課題

- ⑥生きやすい地域づくり(市民への普及啓発)
- ⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成

2 評価・見直しの考え方について

(1) 評価・見直しの根拠

本計画の「3 計画の期間」に基づき、各種施策等の成果について評価を行い、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふまえ、必要に応じ計画の見直しを行うものです。

(2) 評価・見直しの時期

本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年の計画期間において、2 年ごとに評価を行うこととしており、今回が 4 回目となります。

(3) 評価・見直しの方法

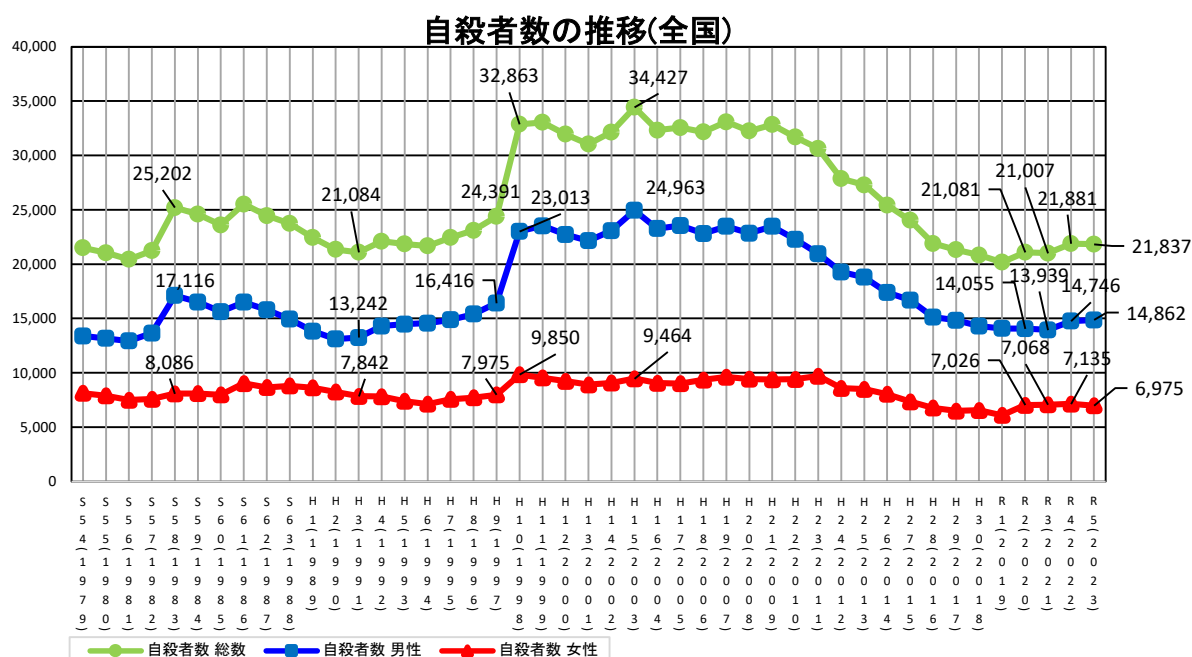
関係機関・団体で構成する「北九州市自殺対策連絡会議」において協議し、評価・見直しについて検討を行いました。

3 自殺の状況

(1) 全国の状況

①自殺者数の推移

警察庁「自殺統計」によると、全国の自殺者数は、平成 10 年に急増し、3 万 2 千人から 3 万 4 千人台で推移した後、平成 22 年以降は減少しています。平成 30 年は 2 万 840 人で、昭和 56 年以来 37 年ぶりに 2 万 1,000 人を下回り、令和元年は 2 万 169 人と、昭和 53 年の統計開始以来最小となりました。一方で、令和 2 年に入ると、自殺者数は 11 年ぶりに増加に転じており、女性や若年層の自殺が増加しました。令和 5 年は、前年と比較して総数としては 44 人の減少となりましたが、変わらず高止まりの状況です。女性は 4 年ぶりに減少、男性は 2 年連続で増加しています。



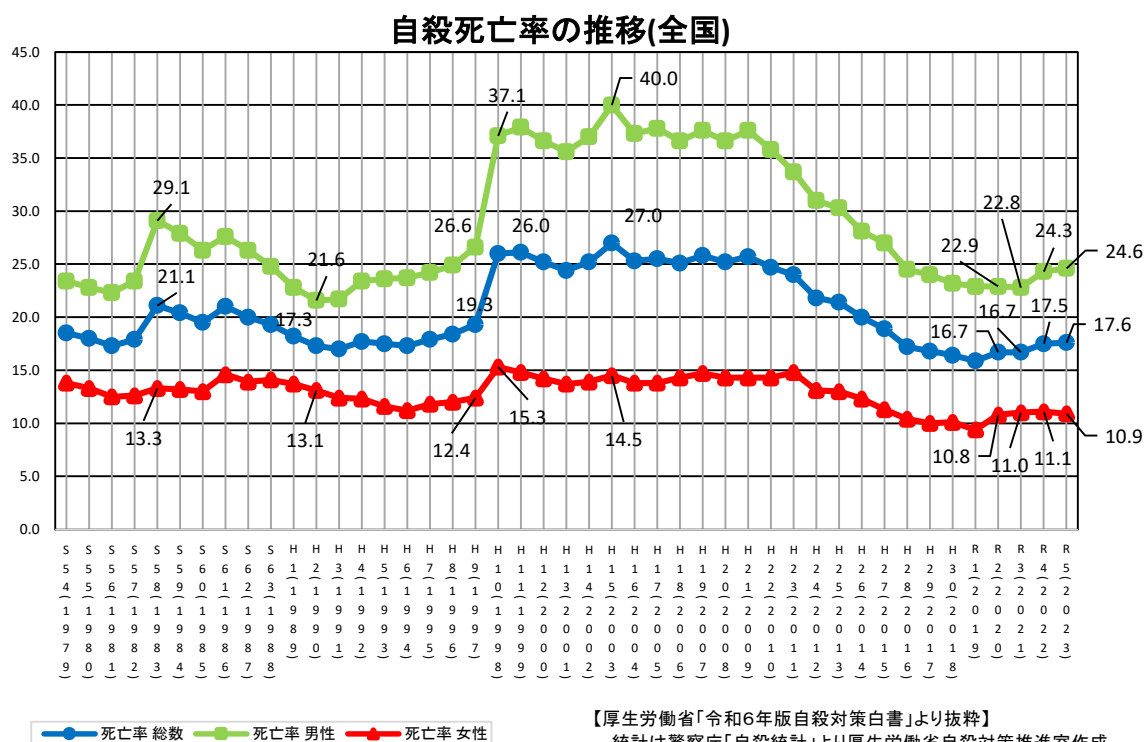
【厚生労働省「令和6年版自殺対策白書」より抜粋】

統計は警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

②自殺死亡率の推移

警察庁「自殺統計」で全国の人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）をみると、平成 22 年以降は低下に転じ、令和元年は最小の 15.9 となりました。令和 2 年は 16.7 と 11 年ぶりに上昇し、令和 3 年も同水準でした。令和 3 年以降は再び上昇をはじめ、令和 5 年は 17.6 となっています。

男女別にみると、男性は平成 15 年に最大の 40.0 となり、その後は低下を続けていましたが、令和 4・5 年と上昇傾向に転じ、令和 5 年は 24.6 となりました。一方女性は、総数及び男性と比較するとおおむね横ばいの傾向にあり、令和元年は最小の 9.4 となりました。しかし、令和 2 年に上昇して 10.8 となり、令和 3 年も 11.0 に上昇しました。その後は、令和 5 年に至るまで横ばいの傾向にあります。

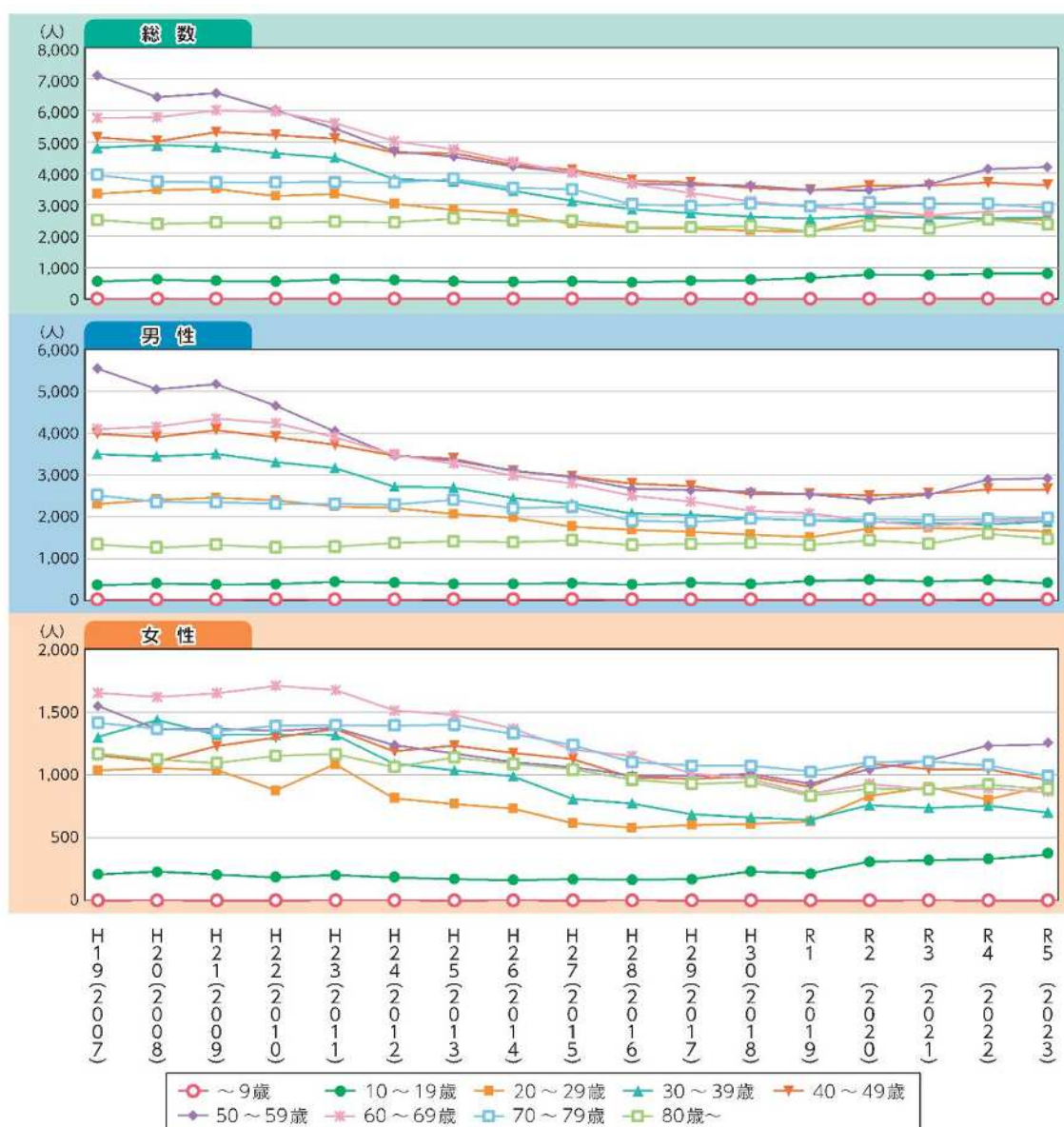


③年代別自殺者数の推移

自殺者数の推移を年代別（10 歳階級）別にみると、平成 19 年から令和元年にかけて、ほとんどの年代で自殺者数は減少傾向にありました。しかし、令和 2 年以降は多くの年代で増加もしくは横ばいの状況となっています。

男女別にみると、男性は令和 4 年に多くの年代で増加し、令和 5 年は 30 歳代から 70 歳代までの年代で増加しました。女性は、令和 2 年に 9 歳以下を除くすべての年齢階級で増加しています。特に 10 代、50 代は、令和 5 年まで 4 年連続で増加しました。

年代別自殺者数の推移(全国)



※平成19年の自殺統計原票改正以降は、「60歳～」を「60～69歳」、「70～79歳」及び「80歳～」に、「～19歳」を「～9歳」及び「10～19歳」に細分化して計上している。
 ※平成18年以前の推移は令和5年版自殺対策白書第1章を参照。

【厚生労働省「令和6年版自殺対策白書」より抜粋】
 統計は警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成